

岩手県監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年9月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 菊池 武利
 岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員	
県南広域振興局花巻総合支局地域支援部	平成21年7月14日	樋下 正信	菊池 武利
県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	〃	〃	〃
県南広域振興局花巻総合支局農林部	〃	〃	〃
県南広域振興局花巻総合支局土木部	〃	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局地域支援部	〃	千葉 康一郎	谷地 信子
県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	〃	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局農林部	〃	〃	〃
県南広域振興局北上総合支局土木部	〃	〃	〃
大船渡地方振興局企画総務部	平成21年7月30日	樋下 正信	〃
大船渡地方振興局保健福祉環境部	〃	〃	〃
大船渡地方振興局農林部	〃	〃	〃
大船渡地方振興局水産部	〃	〃	〃
大船渡地方振興局土木部	〃	〃	〃
釜石地方振興局企画総務部	平成21年7月31日	〃	〃
釜石地方振興局保健福祉環境部	〃	〃	〃
釜石地方振興局農林部	〃	〃	〃
釜石地方振興局水産部	〃	〃	〃
釜石地方振興局土木部	〃	〃	〃
久慈地方振興局企画総務部	平成21年7月8日	千葉 康一郎	菊池 武利
久慈地方振興局保健福祉環境部	〃	〃	〃
久慈地方振興局農政部	平成21年7月7日	〃	〃
久慈地方振興局林務部	〃	〃	〃
久慈地方振興局水産部	〃	〃	〃
久慈地方振興局土木部	〃	〃	〃
二戸地方振興局企画総務部	平成21年7月31日	〃	〃
二戸地方振興局保健福祉環境部	平成21年7月30日	〃	〃
二戸地方振興局農政部	〃	〃	〃
二戸地方振興局林務部	〃	〃	〃
二戸地方振興局土木部	〃	〃	〃
岩手県花巻保健所	平成21年7月14日	樋下 正信	〃
岩手県北上保健所	〃	千葉 康一郎	谷地 信子

岩手県大船渡保健所	平成21年7月30日	樋下正信	谷地信子
岩手県釜石保健所	平成21年7月31日	〃	〃
岩手県久慈保健所	平成21年7月8日	千葉康一郎	菊池武利
岩手県二戸保健所	平成21年7月30日	〃	〃
八幡平農業改良普及センター	平成21年7月31日	〃	〃
中央農業改良普及センター	平成21年7月14日	〃	谷地信子
大船渡農業改良普及センター	平成21年7月30日	樋下正信	〃
久慈農業改良普及センター	平成21年7月7日	千葉康一郎	菊池武利
二戸農業改良普及センター	平成21年7月30日	〃	〃
岩手県花巻警察署	平成21年7月14日	樋下正信	〃
岩手県北上警察署	平成21年7月23日	〃	〃
岩手県大船渡警察署	平成21年7月22日	千葉康一郎	谷地信子
岩手県遠野警察署	平成21年7月23日	〃	〃
岩手県釜石警察署	平成21年7月22日	〃	〃
岩手県久慈警察署	平成21年7月8日	〃	菊池武利
岩手県二戸警察署	平成21年7月31日	〃	〃

2 監査の結果

(1) 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

ア 県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部 扶助費の支出に当たり、債権者の確認が不十分なものが1件、120,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 大船渡地方振興局土木部 業務委託契約における契約保証金の徴収に当たり、契約締結日から相当期間経過してから納付させているものが1件、1,417,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 釜石地方振興局農林部 公用車の車検に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから精算書を提出しているものが2件、21,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

エ 釜石地方振興局水産部 委託業務に係る契約保証金の還付に当たり、事業完了後相当期間経過してから還付しているものが1件、239,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

オ 釜石地方振興局土木部

(ア) 県営住宅の家賃及び駐車場利用料の収納に当たり、過年度に過誤納された家賃等を還付していないものが33件、196,844円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(イ) 道路占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが4件、20,693,283円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

カ 久慈地方振興局企画総務部 行政財産使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、36,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 次の機関について、需用費の支出において、不適当な事務処理があったので、適正な事務の執行に努められたい。

岩手県釜石警察署及び岩手県久慈警察署